

## 肥前峠山炭坑とその開発者安倍宗五郎

細川, 章  
多久市立図書館

<https://doi.org/10.15017/13572>

---

出版情報 : エネルギー史研究 : 石炭を中心として. 3, pp.46-52, 1974-05-27. エネルギー史研究会  
バージョン :  
権利関係 :

# 肥前峠山炭坑とその開発者安倍宗五郎

## 細川 章

明治廿七年三月三十一日印刷の『福岡鉱山監督署管内試掘採掘採取一覽表』の中の佐賀県の分を見ると、安倍家文書の中の峠山炭坑（峠山炭坑は小字峠にあるので、文書には峠炭坑とも見えるが、ここでは峠山炭坑に統一した）は表(一)のように出ている。

(表一)

前肥	名国
浦松東	名郡
木巖	名村町
島中	字大
峠	字小
山峠	称名山巖
炭石	種鉱
五三四〇一	数坪
七六〇三借	証券 番号
浦原政標	鉱業人名
四月廿二日	許年月日

(印刷の都合で横書きにした所がある)

安倍家文書の中の「借区坑業明細表」には次の表(二)のように

(表二)

名坑	道府
石炭坑	佐賀県
借区坪数	郡国
四老萬四五百三拾五合	肥前国 東松浦郡
開業年月日	村
明治十八年五月八日	中島村
借区坪数	字
小全 宗五郎 附平尾 一安 倍郡名	峠

とあって、「明治十八年五月ヨリ六月迄」から「明治十九年四月ヨリ六月迄」の一年一ヶ月分の経営の明細が三枚に分けて記載されている。

この表(一)と(二)では借区坪数が僅かに開いている。しかし〇・五坪の差は書類整理上の都合によるものではなからうか。借区許可年月

日が、安倍家文書によれば明治十八年四月までしか分らないが、表(一)により正確には四月二十三日であることが知られる。そして開業したのは同年五月八日である。此処で気になるのは表(二)から明治二十七年に出された表(一)の人名への推移についてであるが、これについては後に述べることにして、資料(1)を見て頂きたい。(資料はすべて本論の後に掲載している。)

これは坑業人と中島村地元惣代と取交わした礦害補償とその支払い方についての約定書である。これにより明治十七年七月、既に峠山炭坑は安倍宗五郎の手によって、具体化していたのである。

以上の経過の後、峠山炭坑は安倍宗五郎によって明治十八年五月八日開業した。明治十九年十二月調の『鉱山借区一覽表追加』(農商務省鉱山局)には次の如く見え

(印刷の都合で横書きにした所がある)

(前肥)全	名国
(浦松東)全	名郡
島中	名村
峠	字
炭石	種鉱
五三四〇一	数坪
七六〇三借	証券 番号
安倍宗五郎 外一名	借区人
四月廿三日	許年月日

しかし、経営は決して順調ではなかった。資料(2)(3)によれば借区券を担保に、小城町の松枝常訓から仕繰金を借用している。資料(3)には明治十八年十一月とある。創業してまだ半年しか経ていないのである。資料(2)の方は年月日が記入していないが「明治十九年十二月二日消す」と異筆が末尾に加えてあり、その他の資料と照し合わせて、

(3)と同時に作成されたものではないかと思われる。

資料(4)は「石炭場譲与約定証」であるが、資料(3)で借用した借金が十九年十二月二日に済んで居り、同年十二月一日に再び松枝常訓ともう一人嬉野格一からの借金約定がされている。譲与金(実質的には借金)百七拾五円の返済が「尅ヶ月たりとも違背不納するに於ては……拙者に於て該炭山え関係の理由御座無く、該炭山坑業は貴殿の権理あるを以て御勝手御採掘然るべく候」となっている。完済期日は二十年六月までである。

ところが資料(5)の嬉野・松枝兩名の書簡は、前記約定の時の安倍宗五郎側の保証人福地義利に宛てたもので、譲与約定証の文面を引用して「……尅ヶ月ハ楮テ置最早三ヶ月モ経過シ候上ハ一口一言ノ異議ナキ事ニ候、然ル上ハ至急ニ進達ハ勿論、坑業勝手ニ取カカル心得ニ御座候間、御難題ナカラ右本人等ニ御通知被下奉希候」と申送っている。が資料(6)の福地大公宛になっている嬉野・松枝の文面では、安倍宗五郎は何とか残る借金を福地義利を通じて兩人へ返済したように見える。然し期日のおくれた返金に「……少々趣旨有之、此方協議中……」と松枝・嬉野兩名は承服出来ないでいる。この月日が三月十四日である。

そして此の後、資料(7)「進達差止願」によれば、安倍宗五郎は共同稼業者である相島弥七と共に前記松枝常訓・嬉野格一を「……譲与証書欺罔騙取……」に付其筋訴訟中と、激しい言葉で敵木村(中島村は敵木村になっていた)戸長に進達差止を願出ている。これが三月二十九日である。

資料(8)(9)は「石炭為換金請取証」で、二十年四月に入るとしきりに出て来る証文である。この為替金支払者はほとんど「蒲原政標・瀬田秀昌」であった。

その挙句、二十年五月二十五日には、資料(4)「約定証」と資料(5)「借区譲受約定ニ対スル返り証」で峠山坑区券は小城の方(松枝・嬉野のことか)から蒲原・瀬田兩人の手に移り、安倍宗五郎は代理坑業人となった。約定証によると二十一年六月迄に瀬田・蒲原兩人から受取った譲受謝金二百円を返済終了の後に、坑主としての権限を取戻すことが出来ることになっていた。資料(3)は安倍宗五郎が代理坑業人として、瀬田・蒲原兩人へ「権先金」を支払っている「証」である。

明治二十七年の「試掘採掘採取一覽表」の峠山坑の鉱業人が瀬田・蒲原兩名であることは、安倍宗五郎が遂に譲受謝金二百円を支払い得なかつたということであろう。此の時安倍宗五郎は六十三才であつた。

「試掘採掘採取一覽表」の中の僅か一行の記載事項の裏に、炭坑開発初期に躍動した人間の、一つのドラマを垣間見る思いがするのである。

資料(1)

#### 定約証

今般東松浦郡中島村字峠山<sup>(ツツ)</sup>於テ、石炭坑借区出願之上、坑業致候ニ付、定約右之如也

#### 第二章

中島村之内篠原谷中其他地主ト熟議ヲ遂ケ、借区炭坑営業第二章以下約定履行可致候事

#### 第二条

田地ニ要水障害アルヲ以テ、田障金トシテ本年ノ炭坑廃業年度迄、毎年金六拾円借区出願者ヨリ正月ト十一月両度半金宛ニ吃度指入

可申事

第三条

本年ニ限り初年斗訳ヲ以テ金三十拾円ニシテ九月十五日ニ限り指入可シ

第四条

坑業中若シ他人ニ讓渡スト虽モ、本約定之手続ニ依、後引受人ヨリ負擔<sup>(3)</sup>ニル勿論ニ付、引渡之際其約定ナス可シ

第五条

坑業中村方一般ニ対シ妨害トナル事聊カニテモ無之様取締ヲナス可シ

第六条

坑業上ニ関シ村惣代始メ谷中其他地主等へ手数ヲ煩ストキハ相当之謝儀可致事

第七条

第老条以下履行上延引スル時ハ、保証人ヨリ本人ニ嚴責、猶金員弁償之義務ヲ負擔スルモノトス

第八条

将来坑口近旁等ニ於テ損害ヲ来ス地所ハ、相当代価ヲ以テ買上、金員ハ速ニ差入可申候事、右後年苦情無之タメ定約証保証人連署ヲ以テ差出候事

如件

明治十七年七月

小城郡小侍村借区坑業人

安倍 宗五郎 ㊦

中島村惣代

右同郡長尾村弁証人

中島 富太郎殿

野口 惣右衛門 ㊦

市丸末 吉殿

東松浦郡中島村

泉 紋平殿

相島 弥七 ㊦

資料(2)

(表紙) 「借区讓渡願

佐賀県肥前国小城郡小侍村

安倍 宗五郎

外 一名」

借区讓渡願

佐賀県肥前国東松浦郡中島村

字峠 壹万四百三拾四坪五合

但民地

石炭礦

右之場所明治十八年四月御許可ヲ受、坑業罷在候処、今般双方熟談之上、同県小城郡小城町士族松枝常訓エ讓渡申度、依之御券状相添、此段奉願候也

佐賀県肥前国小城郡小侍村平民

安倍 宗五郎 ㊦

同県同国東松浦郡中島村平民

相島 弥七 ㊦

明治十九年十二月二日消ス

資料(3)

印紙券
〃
〃
〃
〃
〃
〃

証

一借金百五拾七円五拾錢㊦ 内式部半ノ利子ニケ月分入テ一返済期当明治十八年十二月限㊦

但三度ニ払入之支 本年十一月三十日ニ五拾貳円五拾錢

同 十二月十五日ニ五拾貳円五拾錢

同 十二月廿九日ニ五拾貳円五拾錢

右之金員別紙券面炭礦仕繰金トシテ借用致シ候義実正也、然ル処右期限ニ至リ返済方違約致シ候節ハ、別紙譲渡券状直様御勝手名前書換之進達可被成候、就テハ右約定之一通期限無相違返金相調候節ハ、現金引換ニシテ券状書類共一切御差戻シ可被下候、依テ後日異義為無之、保証人相立連署ヲ以テ一札如件

小城郡小侍村

明治十八年十一月

借主 安倍 宗五郎

杵島郡志久村

保証人 福地 義利

小城郡多久村

保証人 木下 和暢

松枝常訓殿

別筆

十九年十二月二日ニ消ス

資料(4)

石炭場譲与約定証

証券
印紙
"
"
"
"
"
"

(別筆)

一、譲与金百七拾五円也

明治廿年五月廿五日消ス

但明治十九年十二月ヨリ翌廿年六月迄七ヶ月間毎月金貳拾五円

宛差入戻スノ約

右ハ肥前国東松浦郡中島村字峠石炭場老萬四百三拾四坪五合ノ処、

貴殿ニ譲与致候義確實也、然ル上ハ該炭山譲与金トシテ前昏之金額正ニ受取候義相違無之候、尤該金員之義ハ但書之通月割ヲ以テ毎月廿五日ヲ期日ト定メ、聊無遲滞差入可申、就テハ金額ノ金員差入済候節ハ、該石炭場借区券譲戻シ可相成、若シ差入金尅ケ月タリトモ前約ニ違背不納スルニ於テハ、譬ヒ数月ノ差入金アル共無効ニ属シ、拙者ニ於テ該炭山ニ關係ノ理由無御座、該炭山坑業ハ貴殿ノ権理アルヲ以テ、御勝手御採掘可然候、為其坑区券状并名前昏換之願書相認メ差出置候間、即チ其筋エ御進達可被成、將タ坑内其他礦法ニ背キ候廉有之節ハ、其処分タルハ勿論ニ候、仍テ後日ニ至リ異議不申タメ、保証人相立連署ヲ以テ譲与約定一札如件

明治十九年十二月一日

東松浦郡平山村

保証人 湯村 利三郎

小城郡小侍村

全 円城寺 門太郎

杵島郡志久村

保証人 福地 義利

小城郡小侍村

坑主 安倍 宗五郎

東松浦郡中島村

全 相島 弥七

嬉野格一殿  
松枝常訓殿

資料(5)

春和之候ニ御座候処、愈御清福可被成御起居奉賀候、陳ハ安倍宗五郎外屯名ヨリ石炭場讓渡ニ付、双方示談ノ上讓与金相渡シ候、右内約相結ヒ候義有之、其意ヲ以テ讓与金差戻スノ訳ニ候得共、約定証書ニハ月割金沓ケ月タリ共差入金約定エ違背スルニ於テハ、拙者ニ於テ該炭山ニ關係ノ理由無御座ニ付、即チ其筋御進達可被成、將タ該坑業ハ貴殿ノ権理アルヲ以テ御勝手御採掘可然トアル上ハ、決シテ右本人等ニ於テハ今日ニ至リ異議無之事ト存候、惣シテ沓ケ月ハ楮テ置、最早三ヶ月モ経過シ候上ハ、一口一言ノ異議ナキ事ニ候、然ル上ハ至急ニ進達ハ勿論、坑業勝手ニ取カ、ル心得ニ御座候間、御難題ナカラ右本人等ニ御通知被下度奉希候、右決極ノ御報申上候、草々頓首

明治廿年三月

福地 義利 殿

嬉野 格 一  
松枝 常訓

資料(7)

進達差止願  
小城郡小城村  
松枝 常訓  
右同郡村  
嬉野 格 一  
右之人々本年一月御管轄内中島村字峠炭山借区券面ヲ抵当トシ金員借用致タルニ付讓与証書欺罔騙取被為進達致候趣ニ付其筋訴訟中ニ御座候、処曲直審理ヲ遂ル迄進達御差止宜可成下此段願上候也

明治廿年

三月廿九日

東松浦郡中島村  
相島 弥 七  
小城郡小侍村  
安倍 宗五郎 ㊦  
殿木村戸長  
進藤 静一郎 殿

資料(6)

本月十一日附之御懇<sup>(書)</sup>昏<sup>(書)</sup>慥ニ落掌事、拜読候、然ハ安倍宗五郎公より讓与金御差戻シ儀ニ候処、約定証書正ニ於テ少々趣旨有之、此方協議中ニ御座候間、否之義ハ追而御報申上候ニ付、左様御承了被下度、右為可得貴意如此御座候、草々頓首

第三月十四日

福地 大公

嬉野 松枝

閣下

(後欠)

資料(8)

金受取証  
一、金拾五円也 ㊦  
右ハ石炭運搬為換定約ニ対スル金員ノ筋正ニ領受候也  
明治廿年四月六日  
小侍村坑主  
安倍 宗五郎 ㊦  
全村炭坑セ話人  
野中 良左エ門 ㊦

蒲原 政標 殿  
瀬田 秀昌 殿

資料(9)

石炭為換金請取証

一、金三十拾円也④

右石炭為換金正ニ受取申上候也

明治廿年

小城郡小侍村坑主

四月廿八日

安 倍 宗五郎 ④

保証

犬 塚 勇 ④

蒲 原 政 標 殿

瀬 田 秀 昌 殿

資料(10)

石炭為換金請取証

一、金三十拾五円也④

右石炭為換金正ニ受取申候也

明治廿年

石主

第五月六日

安 倍 宗五郎 ④

保証人

犬 塚 勇 ④

蒲 原 政 標 殿

瀬 田 秀 昌 殿

資料(11)

約 定 証

印証券紙

一 小城郡小侍村安倍宗五郎外名之所有ニ係ル東松浦郡中島村字峠

借区老萬四百三拾四坪五拾之処、今般全郡多久村蒲原政標・瀬田

秀昌ニ譲渡ノ契約ヲ遂ケ、願昏五通ヲ製シ譲受人ニ相渡置候間、

右坑区券ヲ小城ノ方ヨリ受取之上ハ、即チ願昏進達可致、右其節

譲受人病氣等ニテ該戸長役所出願不相叶義有之哉モ難計ニ付、其

為メ別紙委任状相渡置候事

一 右借区譲受ニ付、謝金トシテ式百円譲渡人ニ相渡可キ事

一 右借区今後ハ安倍ニ於テ代理坑業可相管候、就テハ坑内仕繰無疎

様注意可致、且出炭之多少ニ拘ハラズ、権先キ金五円宛毎月十五

日限坑主蒲原瀬田ニ納金致スヘキ事

一 前記ノ謝金式百円ヲ、来ル二十一年六月限返却シタルトキハ、右

借区安倍ニ譲戻スヘキ事

一 安倍代理坑業中ハ坑区税村補其他一切之費金現業者ニ於テ相弁ス

ヘキ事

右各項之約定固ク遵守スヘク、本件ハ特別之理由ヲ以テ一時之急

難ヲ救ヒタル者ナレハ、安倍ハ勿論証人ニ於テモ飽マテ尽力其原

恩ヲ報スヘキノ義務アリ、就テハ萬一前約ニ違背之所為アルトキ

ハ、即チ代理権ヲ剝奪シ坑業差止め、他エ借区譲渡ストモ安倍ニ

於テ之ヲ仇視スル如キ遺憾毛頭無之候、仍テ約定証ニ通ヲ製シ双

方尅通ツ、所持スル者也

明治廿年五月

小城郡多久村

廿五日

譲受人 蒲 原 政 標 ④

全郡全村

譲受人 瀬 田 秀 昌 ④

全郡小侍村

譲渡人 安 倍 宗五郎 ④

全郡小侍村

譲渡人 安 倍 宗五郎 ④

資料(2)

借区譲受約定ニ対スル返リ証

証券  
印紙

全郡多久村

証人 福地 義利 ㊦

全郡全村

証人 犬塚 勇 ㊦

資料(3)

証

一金壹円貳拾五銭 ㊦

右ハ貸金五拾円ニ係ル六月分ノ利

一全拾円 ㊦

右ハ五月六月二ヶ月分ノ權先金

右金正ニ受取申候也

明治二十年七月六日

安倍 宗五郎 殿

瀬田 秀昌  
蒲原 政標

貴殿借区東松浦郡中島村字峠石炭場老萬四百三拾四坪五合、今般坑業上ノ都合ニ依リ拙者共譲リ受願書進達候ニ付、謝金トシテ貳百円指出スト、玆モ、別紙約定期限ノ通該金返済ノ上ハ、何時タリトモ旧ノ如ク券面書換借区譲渡ノ手数相調ベク、其節ニ至リ萬一右手数相拒ミ候トモ、貴殿ヨリ返金ノ義務ヲ了終アリタル上ハ、拙者共ニ於テ借区所有ノ權理無之モノトス、且又別紙ヲ以テ甲号金貳百円ノ借用証ヲ受取置タルモ、謝金貳百円ヲ御返済有之候上ハ右証券ハ無効ニ付、即チ差戻シ可申候、仍テ返リ証一札如件

明治二十年五月廿五日

小城郡多久村

蒲原 政標 ㊦

瀬田 秀昌 ㊦

安倍 宗五郎 殿